

加賀市立南郷小学校 いじめ基本方針

(1) 定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- チームで「いじめを見逃さない」対応（一人で抱え込まずに組織で対応）
- 外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくり

- ・生命、人権を尊重し、差別やいじめを許さない信頼感に満ちた学校を築く。
- ・「いじめは人間として全体に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、児童一人一人を大切にす教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・すべての教職員が一致団結した組織的な指導体制により、対応する。
- ・小規模校の良さを生かして、全職員が担任であるという意識で全校児童と関わる。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、普段から未然防止、早期発見・対応を組織で行う。
- ・毎月の児童生活アンケートやほんわかタイム等を活用し、児童の言動等を正確に把握する。
- ・いじめが解消と即断せず、継続した必要な指導と保護者の連携を図る。
- ・外部に開かれた「風通しのよい」学校環境づくりを推進する。
- ・生徒指導の4つの視点を生かした授業づくりを日々実践していく。

(4) いじめ問題対応図

